

議員提出議案第1号

沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年12月7日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	大 城 憲 幸
	平 良 昭 一
	新 垣 光 栄
	當 間 盛 夫

理 由

県内において新型コロナウイルス感染症が急速に蔓延している状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、来訪者等に対する検査及び情報収集体制のほか新型コロナウイルス感染症等に係る検査及び医療体制の整備、離島及び僻地における地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症等対策の実施その他必要な措置等を定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例（令和2年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「平成10年法律第114号」の次に「。以下「感染症法」という。」を加える。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、沖縄県対策本部を置いたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第6条に次の1項を加える。

2 知事は、沖縄県対策本部が廃止されたとき（法第22条第1項の規定により都道府県対策本部が設置されたときに沖縄県対策本部が廃止される場合を除く。）は、その旨を議会に報告しなければならない。

第6条の次に次の1条を加える。

（議会への報告）

第6条の2 知事は、第3条第1項に規定する沖縄県対策本部又は法第22条第1項に規定する都道府県対策本部が設置された時から前条の規定により当該沖縄県対策本部が廃止され、又は法第25条の規定により当該都道府県対策本部が廃止されるまでの間に招集される定例会（沖縄県議会の定例会の回数を定める条例（昭和47年沖縄県条例第92号）本則の定例会をいう。）において、議会に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 県内における新型コロナウイルス感染症等の現在の状況に関する事実

(2) これまでに県が講じた新型コロナウイルス感染症等対策並びに法及び感染症法その他の法律の規定による措置等（以下「法等の規定による措置等」という。）の概要及びその成果

(3) その他新型コロナウイルス感染症等対策及び法等の規定による措置等の実施に関する重要事項

2 前項の規定にかかわらず、議会は、必要があると認めるときは、知事に対し、新型コ

コロナウイルス感染症等対策及び法等の規定による措置等に関する報告を求めることができる。

第7条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、県は、自ら新型コロナウイルス感染症等対策を実施し、及び総合的に推進するときは、新型コロナウイルス感染症等の患者等の人権を尊重しなければならない。

第7条第3項中「県民及び事業者」を「県民、事業者及び来訪者」に改める。

第8条の次に次の4条を加える。

(検査及び医療体制の整備等のための措置)

第8条の2 県は、新型コロナウイルス感染症等対策及び法等の規定による措置等を的確かつ迅速に実施するため、新型コロナウイルス感染症等に係る検査及び医療体制の整備並びに拡充に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(離島及びへき地における新型コロナウイルス感染症等対策の実施等)

第8条の3 県は、離島及びへき地における新型コロナウイルス感染症等対策及び法等の規定による措置等を的確かつ迅速に実施するため、離島及びへき地における地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症等対策の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(島しょに来訪する者に対する措置)

第8条の4 県は、新型コロナウイルス感染症等対策及び法等の規定による措置等を的確かつ迅速に実施するため、沖縄本島その他の島しょに来訪する県民及び来訪者等に対する新型コロナウイルス感染症等に係る検査体制並びにこれらの者に係る新型コロナウイルス感染症等に関する情報の収集及び提供体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(積極的な情報の公開)

第8条の5 知事は、感染症法第16条第1項に掲げる情報のほか、新型コロナウイルス感染症等対策及び法等の規定による措置等に関する情報をインターネットの利用その他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に知事が沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例（令和2年沖縄県条例第41号）第3条第1項に規定する沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策本部又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第22条第1項に規定する都道府県対策本部を設置している場合における改正後の沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例第6条の2第1項の規定による議会への報告については、同項中「、第3条第1項に規定する沖縄県対策本部又は法第22条第1項に規定する都道府県対策本部が設置された時」とあるのは、「、沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の一部を改正する条例（令和 年沖縄県条例第 号）の施行の日」と読み替えて、同項の規定を適用する。